

町の功労者を推薦してください

地方自治の発展、生活と文化の向上、及び公共の福祉に特に功労があった事績を表彰し、町の自治の振興を促進することを目的に、平成24年度の町民賞表彰候補者を募集しています。

対象者

次の事項に該当し、その功績が顕著な方を推薦ください(過去に受賞されている方は対象外となります)。

- ①地域活動・消防及び災害対策・統計・税務等、地方自治の発展に関するもの
②福祉・医療・衛生、環境等の生活の安定と環境に関するもの
③教育・文化・体育等、教育の振興と文化の向上に関するもの
④労働精励・産業振興・町づくり・技術振興等、産業及び技術の発達に関するもの
⑤徳行に関するもの

推薦の方法

所定の用紙(総務課、地域課にあります)に必要事項を記入のうえ、9月末までに総務課または地域課に提出ください。なお、選考は中土佐町表彰審査会が審査し、推薦者及び受賞者にご連絡します。



【問い合わせ先】
総務課 52-222-11

お詫びと訂正

「広報なかとさ8月号」の記述に誤りがありました。謹んでお詫びするとともに訂正させていただきます。中土佐町広報編集委員会
12ページ 身体障害者相談員 南 絹江(久礼) 電話番号(誤) 57-26655 (正) 52-26655

国民年金

年金相談の お知らせ

年金の額や請求の仕方、加入期間など、年金に関する疑問などの年金の相談は、毎月開催される年金相談会でお気軽にご相談ください。

- 日時 毎月第2水曜日 10時～15時
(9月12日、10月10日)
場所 須崎市役所

注意事項

- 相談の際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。
混雑状況によっては受付の終了時間を繰り上げる場合があります。

問い合わせ先

町民環境課 52-222-13



税

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超え、超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます)について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、最寄りの税務署、または税務課までお問い合わせください。
問い合わせ先 税務課 52-222-14

募集

平成24年度 慰霊巡拝者の募集

平成24年度の慰霊巡拝について厚生労働省から実施通知がありました。参加を希望されるご遺族の方は、町民環境

第3回 庁舎等建設調査審議委員会が開催されました

8月10日(金)、3回目の「中土佐町庁舎等建設調査審議委員会」が町立文化館において開かれました。中田会長が体調不良で欠席されたため、原副会長の議事進行のもと14人の委員会メンバーで審議が行われました。

池田町長の冒頭のあいさつの後、審議に先立ち事務局から東日本大震災の被害状況を写真で紹介し、各委員に津波被害の脅威を再認識していただきました。引続き事務局から、前回審議委員会の指摘に基づき、「庁舎建設地に対する基本的な考え方」並びに「街中に先機関を設けた見直し高台案と街中案の特性比較」を報告し、四電技術コンサルタントから「高台2案(元地区案・中大坂地区案)でのアクセス道路等の見直し結果」を報告しました。さらに、原副会長から、街に近い高台案として新たに「久礼中学校グラウンド東側斜面に人工地盤を設置する案」が提案され、一部の委員からは「久礼小学校の敷地を活用する案」についても提案がありました。これらの建設候補地に対して庁舎、消防分署および保育所の建設場所について活発な議論がなされ、久礼中学校グラウンド東側の人工地盤への庁舎移設に賛同する意見が多数を占めました。審議の結果、新庁舎は安全な高台に移転することとし、移転先としては「久礼中学校グラウンド東斜面の人工地盤」を基軸として検討を進めることに決定しました。

このため、次回審議委員会では事務局から下記の2点について報告することとなっています。
●久礼中学校グラウンド横人工地盤の構造・コスト等
●消防分署および保育所の建設場所の原案

なお、当初の計画では庁舎等の建設地は9月の審議委員会で決定し、町長へ答申する予定でしたが、慎重に審議し、年内に町長へ答申することとなりました。

【問い合わせ先】企画課 52-2365

町ホームページに 庁舎建設検討情報を追加しました!

議事録や配布資料を掲載しています。ぜひご覧ください。



町ホームページ http://www.town.nakatosha.lg.jp/

その他

公証制度

「公証制度」とは、「公証週間」です。10月1日(月)から10月7日(日)は、「公証週間」です。「公証制度」とは、皆さんが不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり遺言をされたりする際、法務大臣の任命する「公証人」に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書

(公正証書)を作成することにより、後日のトラブル防止と取引や財産の安全の確保を図る制度です。公証週間は、土曜日、日曜日も無料相談を行います。

相談会場・問い合わせ先

- ①高知会場 高知合同公証役場
高知合同公証役場
10月6日(土)・7日(日)
10時～12時、13時～16時
088-823-8601
088-824-8427
088-872-4764

②四万十会場

中村公証役場
※事前予約制です。電話による相談はできません。
10月13日(土)・14日(日)
10時～12時、13時～16時
0880-34-1728

全国一斉で開設! 法務局休日相談所

高知地方法務局では、土地、建物や会社の登記手続、相続や遺言等に関する相談をはじめ、戸籍、供託、人権に関する相談、土地の境界に関する相談等、次のとおり1日無料相談所を開設します。予約等は不要となっていますので、ぜひお越しください。

日時 9月23日(日) 10時～15時

開設場所

高知地方法務局須崎支局 (須崎第2地方合同庁舎)

相談内容

登記・戸籍・供託・人権等に関する相談

問い合わせ先

高知地方法務局須崎支局 42-0374

開設しました! 更生保護サポートセンター

こうりょう

9月1日、高陵保護区保護司会により「更生保護サポートセンター(こうりょう)」が旧須崎保育園(須崎市南古市町6番2号)内に開所し、企画調整保護司が常駐します(土・日・祭日は除く)。

このセンターは、法務大臣に委嘱された保護司が保護観察対象者等の社会復帰を促進し、犯罪や非行のない社会の実現に取り組むための拠点施設となります。労働・福祉・教育等の関係機関や企業・団体など、地域との連携をこれまで以上に深め、安全安心のまちづくりに取り組みます。

問い合わせ先

更生保護サポートセンター (こうりょう) 42-9500